

広野町国土利用計画（第二次）

平成 28 年 6 月

福島県広野町

目次

前文.....	1
1. 町土の利用に関する基本構想	1
(1) 町土利用の基本理念	1
(2) 町土利用の基本方針	1
①復興・再生のための土地利用.....	2
②土地需要の量的調整	2
③土地利用の質的向上	2
④地域の活力を支える土地利用.....	3
⑤町土利用の総合的マネジメントの推進	3
(3) 利用区分別の町土利用の基本方向	3
①農用地	3
②森林.....	3
③水面・河川・水路.....	4
④道路.....	4
⑤宅地.....	4
⑥その他	5
⑦低未利用地.....	5
⑧海岸及び沿岸海域.....	5
2. 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要.....	6
(1) 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標.....	6
(2) 地域別の概要	7
(3) 平成37年における町土の利用区分ごとの概要	9
3. 2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要.....	11
(1) 土地利用に関する法律等の適切な運用	11
(2) 復興・再生の実現に向けた土地利用の推進	11
(3) 災害に強い町土づくり	11
①災害に対する安全性を高める土地利用	11
②農用地や森林の持つ機能の向上.....	11
③災害に強いまちづくりの推進.....	11
(4) 地域整備施策の推進	12
(5) 環境の保全と町土の快適性及び健康性の確保	12
①環境を阻害する開発行為の抑制.....	12
②大規模な開発行為の抑制	12
③良好な景観・自然環境の保全.....	12
④生活環境の保全	12

⑤放射性物質対策や廃炉のための事業所との共生	13
(6) 土地利用の転換の適正化	13
①農用地の利用転換	13
②森林の利用転換	13
③大規模な土地利用の転換	13
④混在化の進行する地域における土地利用の転換	13
(7) 土地の有効利用の促進	13
①農用地の有効利用	13
②森林の有効利用	13
③宅地の有効利用	14
④その他の土地の有効利用	14
(8) 町土に関する調査の推進及び成果の普及啓発	14
(9) 計画の進行管理	14

前文

この計画は、国土利用計画法第8条に基づき、広野町の区域における国土（以下「町土」という。）の利用に関する基本的事項について、福島県国土利用計画を基本とし、第五次広野町町勢振興計画基本構想に即して定めるものである。

なお、この計画は平成23年3月11日（金）に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波（以下「東日本大震災」という。）及び東京電力福島第一原子力発電所による災害（以下「原子力災害」という。）からの広野町の迅速な復興・再生に向けて、町土利用に関し必要な事項を追加したものである。

今後、復興・再生の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

1. 町土の利用に関する基本構想

(1) 町土利用の基本理念

町土は、現在及び将来における町民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であり、より良い状態で次世代へ引き継ぐべきものである。しかし、東日本大震災や原子力災害により当面震災以前と同様の利用ができない土地が生じていることから、効果的・効率的な放射性物質対策を推進するとともに、迅速な復興・再生のための土地利用を推進し、町土利用の回復と更なる町土発展を目指すものとする。

さらに、迅速な復興・再生のための土地利用の推進に当たっては、適正かつ合理的な土地利用を基本とするとともに、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に十分配慮し、健康で文化的な生活環境の確保と、長期にわたって均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に行う。

(2) 町土利用の基本方針

本町は福島県の南東部、双葉郡の南端に位置し、東西13km、南北7km、町土総面積58.69km²である。東は太平洋に、西及び南はいわき市に、北は楡葉町に接している。町土の大部分は標高300mから700mの阿武隈山地に属し、北迫川、浅見川、折木川の3河川が太平洋に注いでいる。本町の市街地及び集落はこれらの河川沿いに分布している。

平成23年3月11日（金）14時46分、三陸沖を震源とする国内観測史上最大規模の大地震（マグニチュード9.0）が発生し、この地震で、広野町は、2分程度の激しい横揺れに襲われ、震度6弱を観測した。地震発生からおよそ45分後には推定9mの津波が押し寄せ、久保・本町地区をはじめとする沿岸部において甚大な被害をもたらし、これら一連の地震と津波により、電気や上下水道などのライフラインが壊滅状態に陥った。

本町は東京電力福島第一原子力発電所からおおむね20～30km圏内に、福島第二原子力発電所からは町土の一部が10km圏内に位置しており、平成23年4月22日（金）には、町土全域が緊急時避難準備区域に指定されるなど、住民の町外への避難を余儀なくされた。

町土利用にあたっては、今回の被災状況を踏まえ災害に強いまちづくりを目指すとともに、原子力災害からの復興状況、帰町動向を踏まえつつ、若い世代から高齢者まですべての町民が安心して快適に暮らし続けられるようなまちづくりを行うものとする。また、広野町の恵まれた自然環境や歴史的風土を保全し、特に若い世代が安心して子育てのできる環境を整えるなど、町民の希望である幸せな帰町がかなうまちづくりを進め、持続可能な町土管理を図るものとする。

以上の点を踏まえ、町土利用の基本方針を以下のとおりとする。

①復興・再生のための土地利用

東日本大震災や原子力災害などからの復興・再生に向けて、広野町町勢振興計画や広野町復興計画などを基本とする具体的な施策や取組について、土地需要の量的調整、災害に強い町土づくり等の土地利用の質的向上などを総合的に配慮しながら推進する。

特に原子力災害の復旧に伴う事業所や作業員宿舎等の土地需要や津波被害を受けた地域における復興・再生のための新たな土地需要に対しては、無秩序な市街地拡大と拡散の抑制を基本としつつ、効果的な土地利用を推進するものとし、町民の帰町の状況などを注視しながら、的確に対応した土地利用を推進する。

②土地需要の量的調整

都市的土地利用については、無秩序な市街地拡大と拡散の抑制と併せて、土地の有効利用を推進し、良好な市街地の形成と再生を図る。

また、農用地や森林などの自然的土地利用については、農林業の生産活動の場としての役割や町土保全機能や自然環境保全機能など、農地や森林の有する多面的機能に配慮して、適正な保全を基本とし、都市的土地利用への転換に当たっては、慎重な判断のもとで計画的に行う。なお、津波被災地域などの土地利用の再編においても、これらの考え方を前提としつつ、円滑かつ迅速に行うものとする。

③土地利用の質的向上

1) 災害に強い町土づくり

災害に対する地域ごとの特性を踏まえた適正な土地利用を基本としつつ、「防災」の強化に加え、被災時の被害を最小限に食い止めるという「減災」の観点も踏まえ、町土の安全性を総合的に高める取組を推進する。

特に、津波被災を受けた沿岸部には、海岸堤防の嵩上げ、防災緑地の整備などの多重防御による総合防災力の向上を図る取組を推進する。

また、災害に強く信頼性の高い道路ネットワークの構築を図る。

2) 循環と共生を重視した土地利用

人間活動と自然とが調和した物質循環の維持、流域における水循環と土地利用の調和、森林の整備・保全、緑地・水面などの活用による環境負荷の低減、低炭素型のまちづくりの推進、自然環境や生物多様性の保全、都市的土地利用に当たっての自然環境への配慮など、循環と共生を重視した土地利用を推進する。

3) 美しくゆとりある土地利用

安全で快適な居住環境などのゆとりある都市環境の形成、緑豊かな環境の確保、歴史的・文化的風土の保存及び地域の自然的・社会的条件などを踏まえた個性ある景観の保全・形成を重視した土地利用を推進する。

④地域の活力を支える土地利用

原子力災害などの影響による帰町の遅れや人口流出、少子高齢化の進行により、地域の活力低下が懸念されることから、交流人口の回復・拡大や地域産業の再生・活性化を図る取組などを推進する。

⑤町土利用の総合的マネジメントの推進

地域が主体となった土地利用に関する諸計画の充実を図り、地域の諸条件に応じた適正かつ合理的な土地利用を推進する。

その際、土地利用の在り方について地域の合意形成を図るとともに、土地利用転換への慎重な対応、低未利用地を含めた土地の維持管理や有効利用といった管理の視点や、町土の質的向上を図る上での地目横断的な視点、周辺の地域との調整を図る視点も踏まえ、土地利用の諸問題に取り組んでいくことを「町土利用の総合的マネジメント」とし、地域の主体的な取組を通じ、関係機関が連携してこれを推進する。

特に、原子力災害により当面利用が困難な土地の利用については、こうした取組をより積極的に推進する。

(3) 利用区分別の町土利用の基本方向

①農用地

農用地は、農業生産基盤であるとともに、町土保全機能、自然環境保全機能等多面的な機能を有しているため、そうした機能の維持・増進にも配慮しつつ、確保と整備を図る。

農用地については、東日本大震災及び原子力災害により耕作が再開されない農地もあり、担い手の育成と利用の集積などにより効率的な利用と生産性の向上を図るとともに、農用地の整備を推進し必要な農用地の確保を図る。これまでの基盤整備に併せて、今後は需要動向に対応した生産構造の再編成を推進し、高生産性、高付加価値農業を展開するため、必要な優良農用地の確保と整備を図るとともに、今後、利用の集積が見込まれる重要な農用地については、他用途への転換を抑制し、その機能の充実を図る。

また、認定農業者や集落営農組織・農業生産法人の育成、野菜、花き、飼料用米等非食用作物への転換など新たな経営・生産方式の導入を進め、農用地の利用を促進する。

なお、耕作放棄地については、適正な管理と多様な主体による利用促進により、農用地としての積極的な活用を図るものとするが、農用地への復元が困難な耕作放棄地については、「低未利用地」として扱う。

②森林

森林については、本町の緑豊かな自然環境を形成しているほか、木材生産等の経済的機能及び町土保全、水源涵養、保健・休養、自然環境の保全等の公益的機能を有していることから、この

森林の再生に向けて、災害復旧を始め、技術開発や知見の集積を図りながら間伐などの森林整備と放射性物質の拡散抑制対策を一体的に実施するとともに、この多面的機能を将来世代が享受できるように、多様で健全な森林の整備と保全及び適切な維持管理を図る。

また、市街地の周辺の森林については、良好な生活環境の確保を図るため、景観に配慮した緑地の保全に努めるとともに、さらにその周辺の森林については、自然環境の保全に留意しつつ、地域の活性化や交流のための保健・休養、教育・文化活動などの場として、総合的な利用を図る。

③水面・河川・水路

水面については、自然環境の保全に十分配慮し、適正な維持管理及び利活用を図る。

河川については、河川河口部の津波・高潮対策や河川氾濫に対する安全性の確保、洪水等自然災害の防止など、自然環境の保全に配慮しつつ水資源の確保のための計画的な整備を図る。また、整備に際しては親水性を配慮した水辺空間の整備と水質の保全及び改善、水量の確保により、自然に親しむ場としての水辺環境の創造を図る。

水路については、農業用水の用排水路整備など適切な維持管理に努め、用排水路の整備の維持管理を通じて必要な用地の確保を図るとともに既存用地の持続的な利用を図る。

④道路

道路のうち、一般道路については、復興・再生の支援や災害時の広域的な連携・交流を促進し、代替性・多重性が確保された信頼性の高い道路網を構築するため、町土の発展を図る道路、地域づくりを支える道路、都市の活動を支援する道路などの整備に要する用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新を通じて、既存用地の持続的な利用を図る。また、その整備に当たっては、道路の安全性、快適性の向上及び災害防止等道路の有する多面的機能の発揮に配慮するとともに、環境の保全に十分配慮するものとする。

農林道については、農林業の生産性向上及び農林地の適正な管理を図るため、環境の保全と調整をとりつつ必要な延長の確保を図る。

⑤宅地

1) 住宅地

住宅地については、帰町に伴う人口、世帯数の動向及び双葉郡復興、新たな産業基盤づくりに資する従事者等の居住拠点としての土地需要等に対応しつつ、本町の特性を配慮した豊かな住生活の実現、コンパクトで秩序ある市街地形成の視点から、耐震・環境性能を含めた住宅ストックの質の向上を図る。また、生活関連施設の整備を計画的に進めながら、東日本大震災などを踏まえ地震などの災害に強い良好な居住環境が整備されるよう周囲の自然的土地利用との調整と災害に対する地域の自然的・社会的特性を踏まえた適切な町土利用に配慮しつつ必要な用地の確保を図る。

2) 工業用地

工業用地については、復興や再生に向けた各種施策による新たな産業創出に伴う事業用地の需要や新たな企業ニーズ等へ対応するとともに、地域社会との調和、自然環境の保全、公害の未然防止に配慮しつつ、計画的な適正規模の用地確保を図る。

また、産業構造の変化や地域の産業の集積状況を踏まえ、広野工業団地については、積極的な

企業誘致を通じて未利用地の有効活用に努める。

3) その他の用地

事業所、商業施設等のその他の用地については、市街地及び農用地に散在する事業所等も多くみられることから、適切に誘導し住環境及び農業環境の改善、確保を促進し、計画的な商業・業務施設の用地の確保を図る。

広野駅東口地区については、双葉郡復興の拠点として計画的に商業・業務施設の用地の確保を図る。また、広野駅西口の中心商業地については、商店街としての環境整備を推進するとともに、役場前に整備される公設商業施設と併せて広野駅と一体となった魅力ある商業地として必要な用地の確保を図る。

⑥その他

学校教育施設、公園緑地、厚生福祉施設、交通施設等の公用・公共用施設の用地については、町民生活上の重要性とニーズの多様化を踏まえ、環境の保全に配慮して、必要な用地の計画的な確保を図る。

特に東日本大震災などを踏まえ、避難施設、防災公園や備蓄倉庫など防災拠点の整備の強化を推進するとともに、施設の整備に当たっては、耐災性の確保と災害時における施設の活用を図る。

⑦低未利用地

耕作放棄地については、「発生防止」と「再生利用」の2つの視点から、適正な管理と多様な主体による利用促進により、農用地としての積極的な活用を図る。なお、農用地への復元が困難な耕作放棄地については、農山村の健全な発展と調和を図りつつ、森林への転換や再生可能エネルギー発電設備の整備など農業以外の利活用を図る。

⑧海岸及び沿岸海域

海岸及び沿岸海域については、東日本大震災の津波により甚大な被害を受けており、町土の保全と安全性の向上に資するため、海岸堤防の嵩上げなどの整備を行うとともに、海岸の保全を図る。

また、自然環境の保全、自然景観との調和、海域と陸域との一体性に十分配慮しつつ、自然的・地域的特性及び経済的・社会的動向に応じた総合的な利用を図り、町民の多様なレクリエーション需要に対応するため計画的な整備を図る。

2. 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

(1) 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

- ①計画の目標年次は平成 37 年とし、基準年次は平成 25 年とする。
- ②町土の利用に関して基盤となる人口と世帯数については、平成 37 年において、人口 5,000 人、世帯数 2,300 世帯と想定する。
- ③町土の利用区分は、農用地、森林、宅地等の地目別区分とする。
- 町土の利用区分ごとの規模の目標については、利用区分別の町土の利用の現況と変化についての調査に基づき、将来における人口及び経済の見通しを前提とし、用地原単位等により、利用区分別に必要な土地面積を予測し、土地利用の実態との調整を行い、定めるものとする。
- ④町土の利用の基本構想に基づく平成 37 年の利用区分ごとの規模の目標は、次表の通りである。

なお、以下の数値については、今後の社会経済の動向等により、弾力的に理解されるべき性格のものである。

町土の利用区分ごとの国土利用の規模の目標 (単位：ha、%)

区分	基準年 平成 25 年	目標年 平成 37 年	構成比	
			平成 25 年	平成 37 年
1. 農用地	321	287	5.5	4.9
(1) 農地	320	286	5.5	4.9
(2) 採草放牧地	1	1	0.0	0.0
2. 森林	4,435	4,376	76.0	74.6
3. 原野	—	—	—	—
4. 水面・河川・水路	61	61	1.0	1.0
(1) 水面	6	6	0.1	0.1
(2) 河川	43	43	0.7	0.7
(3) 水路	12	12	0.2	0.2
5. 道路	195	204	3.3	3.5
(1) 一般道路	148	157	2.5	2.7
(2) 農道	13	13	0.2	0.2
(3) 林道	34	34	0.6	0.6
6. 宅地	185	240	3.2	4.1
(1) 住宅地	105	160	1.8	2.7
(2) 工業用地	42	42	0.7	0.7
(3) その他の宅地	38	38	0.6	0.6
7. その他	642	702	11.0	12.0
合計	5,839*	5,869*	100	100

※平成 26 年「全国都道府県市区町村別面積調」によると、電子国土基本図（地図情報）に基づく町土面積の把握方法に変更された結果、広野町の国土面積は 5,869ha に変更となったことから、平成 37 年の町土面積は 5,869ha とする。

注：少数点 1 位を四捨五入しているため、必ずしも合計が一致しない。

(2) 地域別の概要

①地域の区分は、町土における地理的条件を考慮して、次の 3 区分とする。

地域	左の地域に含まれる土地区分
東部浅見川以北地域	下浅見川地区、上浅見川地区、下北迫地区、上北迫地区
東部浅見川以南地域	夕筋地区、折木地区、上浅見川地区
西部地域	折木地区、上浅見川地区、上北迫地区

②地域別の概要については、次の通りである。

1) 東部浅見川以北地域

本地域は、広野町の中心地であり、市街地は地区の西部を走る主要地方道いわき浪江線、東部を走る国道 6 号とこれに並走している JR 常磐線の周辺に形成されている。

浅見川沿いの下浅見川地区には、本町の玄関口である JR 常磐線広野駅や町役場、公民館、体育館、小学校、中学校、県立ふたば未来学園高等学校など公共施設が集積しており、上浅見川地区は浅見川沿いに開ける集落や田畑以外は森林となっている。

北迫川より北に位置する下北迫地区、上北迫地区には本町の産業拠点である広野工業団地や東京電力広野火力発電所、レクリエーション拠点である二ツ沼総合公園が整備されている。

また、本地域の下浅見川地区、下北迫地区は特定環境保全公共下水道事業により市街地を中心に下水道が整備されている。

桜田地区には、災害公営住宅（第 1 期）が整備されている。

今後の整備方針は以下の通りである。

- ・広野駅東側地区については、双葉郡復興の拠点として業務用地及び住宅地の整備を進める。
- ・広野駅の周辺の路線的に分布する商業地については、広野町の表玄関として、広野駅と一体となった整備を図り、魅力ある商業地を形成する。
- ・国道 6 号沿いの町役場周辺は、保育所、幼稚園、小学校、中学校、県立ふたば未来学園高等学校、保健センター、福祉センター、児童館、公民館、体育館等の公共施設、文教厚生施設に加えて新たに整備された公設商業施設など公共公益施設が集積する町民生活の中心となるシビックゾーンとして、地区の整備を図る。
- ・下北迫地区には、復興公営住宅の整備が計画されている。
- ・地区北部の広野工業団地については、16 区画中 14 区画で稼働中であり、残りの区画について引き続き企業誘致に努める。また、町及び周辺地域において新たな産業集積が期待されることから、自然環境の保全に配慮しつつ、工業用地としての適地を検討し、無秩序な開発の防止や景観の保全を図りながら確保に努める。
- ・東京電力広野火力発電所については、環境問題への万全の対策を講じつつ、今後とも電源地域としての土地利用を図る。

- ・常磐自動車道以東の中央台地区周辺、苗代替地区周辺の眺望の優れた丘陵地及び広洋台地区周辺では、良好な居住環境を有する住宅地の計画的な整備を図るとともに、既存の住宅地では、生活環境施設の整備を進めるものとする。
- ・特に地区北部では、放射性物質対策及び廃炉に向けた事業所やその従業員等の宿舎の整備が急激に進んでおり、一部には周辺の住宅・住環境や生活環境を悪化させているものも見られることから、事業所集約用地の確保を検討するとともに、無秩序な開発整備を抑制するため、町独自の条例を制定するなど、秩序ある土地利用を図る。
- ・国道6号沿いの二ツ沼総合公園から東京電力広野火力発電所周辺には、常磐自動車道広野インターチェンジからの本町への入り口として、魅力ある環境整備を図る。
- ・東部海岸周辺は、海岸堤防の嵩上げや防災緑地の整備による多重防御を行い災害による被害を防ぐとともに、幹線道路の整備を行い、海岸環境整備事業の推進により、良好なレクリエーション空間を整備する。
- ・北迫川、浅見川沿いのほ場整備済みの農地については、今後とも、優良農地としての保全に努め、利用の集積が見込まれる重要な農用地については、他用途への転換を抑制し、その機能の充実を図る。また、認定農業者や集落営農組織・農業生産法人の育成、野菜、花き、飼料用米等非食用作物への転換など新たな経営・生産方式の導入を進め、農用地の利用を促進する。
- ・門沢、代地区では、ほ場整備事業が計画中で、今後とも優良な農用地として整備を図る。
- ・下水道計画区域の整備推進並びに水洗化率の向上を図り、下水道計画区域外については合併浄化槽などの整備推進により、良好な水質保全に努める。

2) 東部浅見川以南地域

本地域は東部浅見川以北地域と同様、地区の西部を主要地方道いわき浪江線、東部を国道6号とJR常磐線が走っている。宅地は国道6号とJR常磐線沿いに形成されている。折木川、浅見川沿いには農地が広がり、大平住宅、虻木団地も整備されている。

高倉山一帯は、高倉城址公園として整備され、観光レクリエーション拠点の1つを形成している。

その他の土地は、多少の農地、宅地が見られるものの、そのほとんどは山林となっている。また、宅地区域を中心に特定環境保全公共下水道事業により下水道が整備されている。

今後の整備方針は以下の通りである。

- ・南山、北沢、亀ヶ崎地区では、ほ場整備事業が計画中で、今後も自然と調和した優良な農用地として整備を図る。
- ・大平地区に災害公営住宅（第2期）の整備を図る。
- ・折木地区の国道6号沿いに、大規模災害に備え、防災の拠点となる道の駅を整備するとともに、本町南部の活性化を図るため、休憩機能、情報発信機能、地域連携機能、防災機能、地域コミュニティ機能等を併設した多機能型の道の駅としての整備を図る。
- ・下水道計画区域内の水洗化率向上を図り、下水道計画区域外については合併浄化槽などの整備推進により良好な水質保全に努める。

3) 西部地域

この地域は、主要地方道いわき浪江線の西側に広がる阿武隈山地に連なる山岳地帯である。宅地や農地は、地区の東側（主要地方道いわき浪江線周辺）や西側の箒平（浅見川の上流沿い）に見受けられるが、そのほとんどが山林となっている。また、折木地区の南沢には折木温泉がある。

今後の整備方針は以下の通りである。

- ・鶴ヶ崎、小滝平地区では、ほ場整備事業が計画中で、今後とも自然と調和した優良な農用地として整備を図る。
- ・地域の有する豊かな自然環境の保全を図る区域とする。そのうえで間伐などの森林整備と放射性物質の拡散抑制対策を一体的に実施するとともに、町民の利用だけでなく地域の活性化や都市との交流のための保健休養、教育・文化活動などの場として、総合的な利用を図る。
- ・下水道施設計画区域外のため、合併浄化槽などの整備推進により、良好な環境、水質の保全に努める。
- ・太陽光発電等、再生可能エネルギーの活用を促進するため、環境問題への万全の対策を講じつつ、メガソーラー発電所用地の整備を図る。
- ・町内では、放射性物質対策及び廃炉に向けた事業所やその従業員等の宿舎の整備が急激に進んでおり、一部には周辺の住宅・住環境や生活環境を悪化させているものも見られることから、事業所集約用地の確保を検討する。

(3) 平成 37 年における町土の利用区分ごとの概要

①農用地

農用地は、東日本大震災により甚大な被害を受けた広野駅東側地区の整備に伴う住宅地造成をはじめとする宅地の開発及び産業団地の開発、ほ場整備による水路・農道の再編等により減少する結果、農用地は平成 37 年までに 34ha 減少する。

②森林

森林は、事業所集約用地のほか宅地、林道、一般道公共施設用地等への転用が見込まれる。この結果、森林は、平成 37 年までに 59ha 減少する。

③水面・河川・水路

水面・河川は、大きな変化要因となる事業等がないため、ほぼ現状のままである。また水路は広野駅東側地区整備に伴い減少するが 1ha 未満となっている。

④道路

道路は、広野駅東側地区整備に伴い、町道が整備され、道路は平成 37 年度までに 9ha 増加する。

⑤宅地

宅地は、広野駅東側地区整備による宅地造成と災害公営住宅、復興公営住宅等の整備により増加する結果、平成 37 年までに 55ha 増加する。

⑥その他

その他は、公用・公共用施設用地が主であり、県立ふたば未来学園高等学校及び防災緑地、道の駅等の整備により、平成 37 年度までに 60ha 増加する。

3. 2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

(1) 土地利用に関する法律等の適切な運用

国土利用計画法を基本とし、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法等の土地利用関係法令の適正な運用と活用を図り、土地利用の計画的な調整を推進し適切な土地利用の確保と地価の安定を図る。

(2) 復興・再生の実現に向けた土地利用の推進

町土における復興・再生のための新たな土地需要に対しては、無秩序な市街地拡大と拡散の抑制を基本としつつ、効果的な土地利用を推進する。

津波災害を受けた沿岸部には海岸堤防の嵩上げや防災緑地の整備を進め、多重防御による防災力の向上を図るとともに、災害公営住宅や復興公営住宅の整備など迅速な実施を図る。

原子力災害に対しては、放射性物質に汚染された生活圏、農用地、森林などにおいて、効果的・効率的な放射性物質対策を推進するとともに、汚染廃棄物の円滑な処理を促進する。

また、東日本大震災等により被災した生活基盤・産業インフラの整備を進めるとともにソフト・ハードが一体となった防災機能強化を図る。

さらに、復興や再生を支援し、災害時でも代替性・多重性が確保された信頼性の高い道路網の確保や洪水被害の軽減を図るための河川整備などを促進する。

(3) 災害に強い町土づくり

①災害に対する安全性を高める土地利用

災害に対する安全性の確保のため、水系ごとの治水施設の整備などによる洪水に対する町土の防御機能の向上や風水害・土砂災害・高潮及び地震・津波などの大規模な災害による影響を配慮した土地利用配置を図るとともに、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定やハザードマップによる情報周知、防災教育・防災訓練に関する取組などハード整備とソフト対策が一体となった防災・減災対策を図る。

また、津波対策として津波被災地における海岸堤防の嵩上げ、防災緑地などを組み合わせた多重防御による防災力向上の取組を推進する。

②農用地や森林の持つ機能の向上

洪水防止機能、土砂の流出抑制機能、水源のかん養機能など農地や森林の有する多面的機能の向上を図るため、農林業の生産条件や生産基盤の整備を推進するとともに、保安林及び治山施設の整備を進める。

また、農林業の担い手の育成や、農業や森林づくりへの町民の理解と参加、生活環境の向上を図るなど、農用地や森林の適正な維持管理のための基礎的条件の整備を推進する。

③災害に強いまちづくりの推進

県に対して、町外各地域の防災拠点や重要港湾、空港、高速道路のインターチェンジなどを結ぶ、災害時にも機能する広域ネットワークの確保を要請するなど、特に、東西連携道路の整備を

始めとした災害に強く信頼性の高い道路ネットワークの構築を促進する。

また、地域レベルでの安全性を高めるため、雨水の排水・地下浸透の促進や貯留などの水害対策や二ツ沼総合公園などのオープンスペース、道路などの整備と適正な配置により、災害時の避難地・避難路の確保とともに、ライフラインの多重化・多元化を図る。

さらに、避難施設、公園や道の駅、備蓄倉庫などの防災拠点施設や道路、上下水道などのインフラの防災機能の強化、情報通信基盤の強化を図る。

防災緑地整備後においては、津波の減衰効果、漂流物の捕捉機能を発揮できるよう植樹した樹木の育成に官民共同で取り組み、町民のレクリエーションや憩いの場などの都市計画緑地として活用を図る。

(4) 地域整備施策の推進

本町の課題である幸せな帰町を促進するため、子どもから高齢者まで誰もが安定した町民生活を安心して営むことができる環境の確保に努める。

このため、広野町役場及び広野駅東側地区・西側地区を中心とする公共公益施設の集積するシビックゾーンに生活機能の集積による環境整備や交通通信ネットワークの整備を図る。また特に若い世代の雇用を確保するため、基盤整備やソフト施策を積極的に推進し、復興に向けた新たな産業や関連する事業所関連サービス産業、また生活関連サービス産業の立地を促進し、豊かでゆとりのある居住環境の整備を図る。

(5) 環境の保全と町土の快適性及び健康性の確保

①環境を阻害する開発行為の抑制

公害の防止、自然環境の保全、歴史的風土の保存、文化財の保護等を図るため、土地利用を規制する区域を設定する制度を活用するなどにより、開発行為の規制を行う。

②大規模な開発行為の抑制

良好な町土環境を確保するため、大規模な開発行為等についてはその影響が広範囲に及ぶことがあるため、開発を行う事業者が環境影響評価を始め、必要な環境保全対策を行い、環境と調和した土地利用が行われるよう誘導する。

③良好な景観・自然環境の保全

潤いある町土を形成するため、市街地内の緑や水辺空間の積極的な保全・創出を推進するとともに、海のみえる、美しく良好な街並み景観の保全等により、ゆとりある快適な住環境を形成する。また、自然的土地利用を推進する地域においては、森林、農用地等の緑地空間を自然とのふれあいの場として確保する。

④生活環境の保全

公害の防止等を図るため、騒音等の発生する可能性のある主要幹線道路等の周辺においては、緑地帯の設置や土地利用の適正化に努めるとともに、公共用水域における水質保全に資するよう、緑地の保全その他自然環境の保護のための土地利用制度の適切な運用に努める。

⑤放射線物質対策や廃炉のための事業所との共生

放射線物質対策及び廃炉のための事業所やその作業員の宿舎が多く整備されている箇所については、周辺住民との共生を図るため、関係機関と協力し生活マナーやルールへの順守を要請する。また、新たな事業所や宿舎等の整備にあたっては、町独自の条例を制定し、検討段階から環境的側面、近隣住民に配慮した整備となるよう、快適な生活環境や秩序ある土地利用を図る。

(6) 土地利用の転換の適正化

①農用地の利用転換

農用地の利用転換については、農業経営の安定、食料生産の確保及び地域農業に及ぼす影響に留意し、非農業的土地利用との計画的な調整を図りつつ、無秩序な転用を抑制し、優良農用地が確保されるよう十分配慮する。

②森林の利用転換

森林の利用転換については、災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全等の公益的機能の維持に支障が生じないように十分に配慮するとともに、森林法など土地規制関連法等の適切な運用及び周辺土地利用との調整を図るものとする。保安林は、その指定目的に沿った森林の機能を確保する必要があることから、転用の態様、規模等を考慮してやむを得ない事情かつ指定目的に支障ないと認められる場合を除いては利用転換しないものとする。

③大規模な土地利用の転換

大規模な土地利用の転換については、土地利用に関する諸計画、公共用施設の整備や公共サービスの供給計画などとの整合を図る。また、周辺の地域を含めて事前に十分な調査と調整を行い、町土の保全と安全性の確保、環境や景観の保全などに配慮しつつ、適正な土地利用の確保を図る。

④混在化の進行する地域における土地利用の転換

混在化の進行する地域等において土地利用の転換を行う場合には、土地利用の混在による弊害を防止するため、必要な土地利用のまとまりを確保することなどにより、農地、住宅地など相互の土地利用の調和を図る。

(7) 土地の有効利用の促進

①農用地の有効利用

農用地については、高生産で効率的な農業展開のためのほ場条件などの農業生産基盤の整備を計画的に推進するとともに、地域の農業の持続的な発展を支える認定農業者などの担い手の育成・確保とその担い手への農用地の利用集積を図る。また、担い手の減少や高齢化などによる耕作放棄地などの増加を防ぐため、認定農業者や集落営農組織・農業生産法人の育成、野菜、花き、飼料用米等非食用作物への転換など新たな経営・生産方式の導入を進め、農用地の利用を促進する。

②森林の有効利用

森林については、技術開発や知見の集積を図りながら間伐などの森林整備と放射性物質の拡散抑制対策を一体的に実施する。

また、木材生産等の経済的機能及び公益的機能を増進するため、森林資源の整備を計画的に推進する。その際、森林の自然とのふれあいの場、青少年の教育の場等としての利用に配慮する。

③宅地の有効利用

宅地のうち住宅地については、無秩序な市街地拡大と拡散の抑制と併せて都市機能の集積と適正な配置を進めることにより、誰もが暮らしやすい、コンパクトで質の高い都市環境を形成する。特にシビックゾーンについては、居住機能、商業機能、業務機能など多様な機能の集積を図る。

工業用地等については、町土の均衡ある発展に配慮しつつ、周辺との調和及び公害の未然防止に留意しつつ、計画的な整備に努める。

④その他の土地の有効利用

その他の土地利用のうち、文教厚生施設、公園緑地、交通施設等の公用・公共用施設の用地については、環境の保全に配慮しつつ、交通体系、既存施設等との関連に配慮し有効かつ高度な利用が図られるよう努める。

また、低未利用地については、町土の有効利用の観点から、周辺土地利用との調整を図りつつ、森林、農用地等としての活用を推進する。

(8) 町土に関する調査の推進及び成果の普及啓発

総合的な土地対策に資するため、国土調査等の町土に関する基礎的な調査を一層推進し、実態を科学的かつ総合的に把握し、調査結果の幅広い利活用を図る。

また、計画の総合性及び実効性を高めるため、町土の適切な利用に関する意識の普及、啓発を図る。

(9) 計画の進行管理

持続可能な町土管理に資するため、計画の進行管理に当たっては、町土利用に関する施策を通して町土利用が計画に定められた方向に誘導されているかを把握し、町土利用の課題を明らかにする。